

## Go To トラベル地域共通クーポン及び Go To Eat への参加登録について

「Go To トラベル地域共通クーポン」及び「Go To Eat（ポイント還元事業）」、「Go To Eat（食事券発行事業）」の取扱店舗登録を検討されていますか？飲食店で国が行うこれらの事業全てに参加する場合、それぞれ3つ登録が必要です。自分の店にとってどの事業の取扱店舗として登録するのが良いか？新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためにも、是非、ご検討下さい。

### ポイント① Go To Eat はポイント還元事業と食事券発行事業の2種類

▼ポイント還元事業は、予約サイト（食べログ、ぐるなび等）経由の来店客に昼食で500円、夕食で1,000円分のポイントを付与し、食事券発行事業は、購入金額に25%上乗せした食事券を発行する2本立て。

※既に実施しているポイント還元事業では15の予約サイトがあり、どの予約サイトに登録するかは任意ですが、それぞれ予約サイトごとに登録が必要で、このうち多くのサイトでは店から手数料を徴収します。

### ポイント② Go To Eat 食事券発行事業は10月26日から登録申請の受付を開始予定（北海道）

▼北海道の場合、Go To Eat 食事券発行事業は10月26日より登録申請の受付を開始し、1回目11月10日、2回目11月16日より食事券を販売する予定です。

### ポイント③ 飲食店が Go To トラベル地域共通クーポンの取扱店舗になるには Go To Eat への登録も必要

▼飲食店が Go To トラベル地域共通クーポンの取扱店舗になるには、Go To トラベル地域共通クーポンへの登録と Go To Eat のポイント還元事業、食事券発行事業のいずれかの登録が必要です。Go To Eat（ポイント還元事業、食事券発行事業）のみの取扱店舗になる場合、Go To トラベル地域共通クーポンの登録は必要ありません。

※Go To トラベル地域共通クーポンの取扱店舗登録は、別紙資料をご覧ください。

《問い合わせ》 恵庭商工会議所 TEL0123-34-1111

裏面に続く

# 「Go To トラベル地域共通クーポン」及び 「Go To Eat」への登録イメージ

飲食店以外の業種

飲食業

Go To Eat  
ポイント還元事業

登録不可

登録可

※予約サイトごとに登録が必要。予約サイトによっては手数料がかかる。

Go To Eat  
食事券発行事業

登録不可

登録可

※10月26日より登録受付を開始予定。詳細は別紙概要を参照。

Go To トラベル  
地域共通クーポン

登録可

※地域共通クーポンの取扱店舗登録は別紙資料参照。

登録可

※Go To Eatの登録も必要。地域共通クーポンの取扱店舗登録は別紙資料参照。

## 【その他のポイント】

- 1 Go To Eat の飲食業とは、北海道内の店舗であり、食品衛生法の「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ていること。
- 2 Go To Eat の飲食業は、店内飲食をメインとする飲食店であり、テイクアウト専門店・デリバリー専門店は不可。
- 3 Go To Eat 食事券発行事業の食事券は、各自治体の金融機関などで1回目11月10日、2回目11月16日より販売予定です。詳細は別紙概要を参照。  
※多くの市民の方が購入されることが予想されます。
- 4 Go To Eat 食事券発行事業登録・問い合わせ  
011-351-8645 (9~18時)
- 5 Go To 地域共通クーポンの登録・問い合わせ  
0570-017-345 または 03-6747-3986 (10~19時)

※オンライン申請・様式のダウンロード

<https://biz.goto.jata-net.or.jp/coupon/>